勞働組合同盟會の創立

關西に於ける一部の勞働組合では豫て新らしい勞働組合聯盟を組織すべく計畫し、再三有志達が會合して準備委員會を開き愈々熟議したので各勞働組合に交渉を開始し、日本勞働總同盟大阪聯合會にも通知し、加盟方を交渉したに對し、去る四月三日大阪天王寺公會堂で開かれた日本勞働總同盟關西聯合會大會席上で『名實共に作ふ總同盟を作ること』を満場一致で可決し『それが爲めに現在の日本勞働總同盟を解散してもいゝ』と迄極言した大阪聯合會の幹部達は『大阪聯合會は小さな組合達と共に聯盟を作るを好まない。もしも他の組合達が聯盟を作りたければ總同盟に加盟した方がいゝ』との体よい拒絶をしたので、それでは總同盟外の組合のみで決行をしようとの議が起り去る二十七日夜大阪市西區九條大阪鐵工組合事務所で同盟の發起人會を開き協議の結果勞働組合同盟會と稱し、關西のみに止まらず東京の勞働組合同盟會と呼應じ、全國的に運動を開始することに決定した

同夜の參加組合は日本機械工組合、美術友染工組合、關西自由勞働組合、大阪鐵工組合、立憲造船勞働組合、京都印刷工組合、印友會、大阪皮革工組合、印刷工組合其他十二團體なりき

追つて二十九日北區市民館で發會式を開催せり（二十九日の發行式の詳細は次號で）

勞働組合同盟會規約

勞働組合同盟會の規約は左の通り満場一致で可決した

第一章　總則

第一條　本會は勞働組合同盟會と稱す

第二條　本會は全國的及地方的各種勞働及産業並に職業組合を以て組織す

第三條　本會の目的は左の如し

（一）組織なき勞働者に組織を與ふる事

（二）既成組合の提攜を促進する事

第四條　本會の規約は本會代議員三分の二以上の決議を以て變更する事を得

第五條　本會本部を當分の内大阪市外天王寺村八三三に置く

第二章　加盟及脱退除名

第六條　加盟を勸誘し或は加盟申込の諾否を決する場合は加盟組合三分の二以上の同意ある事を要す

第七條　加盟組合は何時にても脱退する事を得るものとす

第八條　本會は加盟組合に對し三分の二以上の同意を以て脱退を勸告し或は除名する事あるべし

第九條　本規約第七及第八條に依り脱退し或は除名されたる團體は既に拂込たる會費及其他の醵出金の返戻を請求する事を得ず

第三章　機關

第十條　本會の會議を分ち左の二種とす

（一）一代議員會、二理事會

（一）代議員會及理事會の決議は常任理事之を執行す

（二）代議員は加盟組合より各三名を選出するものとす

（三）理事は各組合之議員中より一名を互選するものとす

（四）常任理事は理事中より互選するものとす

（五）會計係は常任理事中より互選し財産の管理出納を掌るものとす

（六）會計檢査役は代議員中より三名を互選するものとす

（七）役員の任期は總て一ヶ年とす

第四章　會計

第十一條　本會の會費は毎月金貳圓とし前月末迄に納入するものとす

第十二條　本會の會計年度は四月一日より翌年三月末日までとし會計檢査役の審査を經て之を報告するものとす

○○○○

西部交通勞働同盟員　清水石松

俺達の今回の運動に對し、さぞ色色の批評のある事だろう。併し結局一に歸する批評は即ち全體が全員として何物にも恐れぬ熱烈なる意氣が無いと云ふ批評だと思ふ。其に違い無い、總ての同僚は總てが組合の必要を知つてゐるんだ。併し乍も或者は現實の生活不安の爲に買收されたり或者は露骨の迫害の下に倒れたりして必要を感じ乍も組合其ものに對し一部の者を除いては飛込む丈の勇氣の無かつたのは殘念であるが、だが此も一つは制度の罪なんだ、他の勞働者諸君の様に一定したる勤務なれば或は期待した結果も得られたかも知れないが勤務時間の違ふと云ふのが運動上大なる障害であつた。此は辯解でもなんでも無い實際の事なんだ。併し何れの運動も初期から多數を得る事は困難な仕事だ。宜し多數を得るにした處で途中で裏切る様な烏合の衆では何にもならない。俺達の眞實欲してゐるのは例へ全員の一割乃至二割であつても其が眞に階級意識に自覺したる闘士であつてほしいのだ。此の人達なれば當局の如何なる迫害にも反撥出來る、併して此の人達に依つて常に間斷無く眠れる多數同僚に向つて當局に對する反抗思想を宣傳すりやいいんだ。斯くすればいざ鎌倉と云ふときは一人宜く數百人を引張つてゐけると信ずるのだ。俺達の戰ひは決して個々の戰ひでは無い、全國否全世界の交通事業資本家に對する交通勞働者として彼奴等の手から其全管理權を奪ふ爲に共同して闘ふんだ。今は只其に向ふ第一歩として第一番に打突た市電當局と戰つてゐるに過ぎないのだ、處が此の市電の背後には全關西の交通資本家共が全力を盡して佐竹部長の尻を押してゐやがるんだ。思へ市電といふ堅壘は關西の交通資本家共の致命處なんだ、○○○、片手には委員制なんで下らないものと現實の利益（昇給）に依つて懐柔し片手には市民とこふ假面の元に鈍刀を抱つておごし文句を並べてゐる。俺は思つた此な見透た僞瞞的手段には他の勞働者は引かゝる奴はなかろうが俺達の同僚には今日比較的他より待遇が宜いと云ふのが階級意識を鈍らし思ひの外効果あるから實際は[illegible]かしい話だ[illegible]依つて俺達は[illegible]急がない只間違た此の心理を反對說明し彼等の心に反抗思想の醸生に務めてゐるんだ。と云つて何も俺達は多數者の團結の力を否認するんじや無い、併し此奴云ひ易く實際に於て困難な事實をあまり多く見て來たからだ。其より少數の闘士が平素多數に向つて積極的に宣傳に務め、いざ最後の時は多數者の目指しつゝある目的地は此處だと絶叫しつゝ、敵の陣中に突進すれば宜いと信ずるのだ。此の時は多數者はきつと少數者より感激を受け群集心理に支配されて白兵戰を演ずるに違ひないと確信を持つてゐるから加盟者が少くても悲觀しやしない加盟の形態はなく共同僚の○○○に對する反抗心の越る時は事實は加盟者なんだから。同志諸君よ俺達の運動は決して線香煙火的のものでなく永久的に現存○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○新たに全人類平等に働く者のみ生存權あるこの理想に到達する迄は不斷の活動を續くるものなるを思ひ永い氣で結果を思てもら[illegible]

○○○○の欠陥

黄金……
柔かい絹の着物
白金にダイヤの指輪
光る／\全身が
黄金……
淫樂と酒宴
それがすべてだのに
非を惧れて云ふ
社會組織の欠陥だと
そうだ、それに違ひない
だが只云ふだけで
欠陥だ／\と
のんきにおさまつて
欠張り遊んでゐる人
又遊べる氣樂な
幸福な人
言葉だけで、世界が
革るなら
どんなにいひだらう……
お目出度いプチ、ブルジョア。

○　祭

（老爺）
○○○とて容赦があるか
こうなるからは百年目
百姓じやとて人じやもの
食ずに生て居らりようか
どうせ死ぬなら此の怨み
晴して死のう晴太郎作よ

（太郎作）
ほんに爺老の言ふ通り
年が年中背汗
雨の朝に風の夜に
苦勞さんざん其上に
やつと○○○○○○○○
○○○○

（抹殺）

（平作）
そんな臊言いおうより
もう糞燒だ鋤鍬
莚の旗に竹の槍
攻め太鼓わ誰が持つ
ほら貝吹くわ己が役

（老爺）
先づ腕試し膽試し
おの難儀を知らぬ顔
○○にへつらう庄屋奴の
白髪頭を引抜いて
門出る血祭そらつづけ。

□

村にせよ、或は市にせよ、人間が住める凡らゆる場所は一人一人の意義ある反影である。

人間たるものは、先づ自身を信ずるに非らざれば、他人を信ずることは出來ない。

人間に健康と向ふべき進路とを與えよ、然らば、決して自分が幸福か不幸かなぞといふ事に、氣をもまないであらう

憐愍とは何ぞや、不健全なる者の同情のみ。

法律の神聖

法律布告の瞬間に於て、如何にその法律が、法律製造者の最高思想を表はすやうに細心慎重に作られてあつたにしても、一日經たない間に、その思想は生命の不斷の進化に因つて、成長し、また擴張する。

然もその法律の高き建設者にして、自ら一週間も經ざる前にその○○○○の慣例を示さんか、彼等は從屬者に對する一切の權威を○○、自己の利益の爲めに彼等を治めんとして鍛へた○○○○○す[illegible]の思想を表はし得ざるに至つた時も猶且つ凡ゆる手段で法律の神聖を維持せねばならぬのである。

同志岸井の事件

昨年の十一月十二日に例のボスター事件で引つ張られた時、急に思ひ出した樣に新聞紙法違反で起訴されてそれなり收監された岸井は、とう／\暫く娑婆へ出られない身となつた。元來新聞紙法違反とかいふやうな言論犯は、その證據は厳然としてゐるのだから、是れ迄大抵の人は未決收監なんかされないのだが、岸井は逃走の虞ありと見做されて、約一ヶ月未決に放りこまれてゐた。

その公判の結果、六ケ月の禁錮を言ひ渡されて、一月の九日、堺分監へ下獄したのだが、今度又、關西勞働者第二號で起訴され、一年四ヶ月に罰金四十圓の宣告をうけた。

此の七月の九日に、出られる筈であつた岸井は、來年の暮れにならなきや出られない。

全部で約二年の刑期である。二年といへば何でもないやうだが、あの單調な牢獄生活の二年は、甚だ長いことゝ思はれる。

然し岸井は元氣で、讀書に耽つてゐる。

岸井については、いろ／\書きたい事もあるが、長くなるからこれだけにしておく。

御注意迄!!

兼ねてから問題になつて居る例の○○○○○○○○、の二名は大阪○○の御用を勉め小使をもらつて同志の消息の安否をやつて居るとか、メーデー前後は特に○○○待遇で活躍し數百圓の恩賞に與つたとか[illegible]原生の投書をその儘御注意御注意！